

日銀業第529号
2022年11月4日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」の制定等の実施日に関する件

外国中央銀行等のために受入を行う預り金（以下「海外預り金」といいます。）に関する事務については、今後、MX電文^(注1)の取扱いおよび日本銀行業務オンラインによる書面授受の開始を予定しています。これに伴う関係諸規程の制定等については、次の通知^(注2)により、お知らせしてきたところで

1. 「「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」の制定に関する件」（2022年9月26日付日銀業第429号）
2. 「「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」の一部改正に関する件」（2022年9月28日付日銀業第430号）

これに関連して、2022年10月27日に、SWIFTが、MX電文への移行を開始する時期を2022年11月21日から2023年3月20日に延期することを公表しましたが、海外預り金に関する規程の制定等の実施日（2022年11月21日）に変更はありませんので、ご連絡します。

なお、上記の移行開始の延期に伴い、SWIFTによるMX電文への移行開始まで（2023年3月17日まで）の間、日本銀行が外国中央銀行等からMX電文を受信することはありませんので、「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」4.（2）ハ、および（3）ロ、に規定する事務は発生しません^(注3)。

海外預り金関係のMX電文への移行等につきましては、上記通知のほか、日本銀行ホームページに掲載している通知^(注4)をご参照ください。

(注1) SWIFT が国際送金で使用される電文として現行の MT 電文からの移行を予定している ISO 20022 電文をいいます。以下同じです。

(注2) 日銀業第 429 号については、本店管下オンライン先に対して通知しています。同事務取扱細則および日銀業第 430 号については、日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」の「外国中央銀行等との取引関連」の「諸規程・マニュアル類」<https://www5.boj.or.jp/kaigai/grulesmanuals.htm>に掲載しています。

(注3) 同様に、SWIFT による MX 電文への移行開始まで (2023 年 3 月 17 日まで) の間、原則として、オンライン取引先がそのコルレス先等から MX 電文を受信することはないものと考えております。仮に MX 電文を受信した場合において、当該電文に基づき引落入金依頼を行うときの取扱いは、「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」3. (3) および (5) に定めるとおりです。

(注4) 日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」の「外国中央銀行等との取引関連」の「通知類 (留意事項等)」<https://www5.boj.or.jp/kaigai/gryuui.htm>には、以下の通知を掲載しております。

- ① 「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務における日銀ネット電文の入力・設定内容等について」(2021 年 9 月 30 日付日銀業第 506 号)
- ② 「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務におけるオンライン取引先向け電文の設定内容等について」(2021 年 12 月 23 日付日銀業第 646 号)
- ③ 「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務におけるオンライン取引先向け電文の設定内容等について (一部変更)」(2022 年 2 月 28 日付日銀業第 56 号)
- ④ 「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務の MX 電文への移行にかかる準備等について」(2022 年 5 月 31 日付日銀業第 214 号)

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ

電子メール post.od25@boj.or.jp

—— 本件に関する照会の場合の電子メールの件名は、「海外預り金関係規程の実施日に関する質問の件」と記載してください。